

令和 8 年度

当初予算編成方針

みやき町長 岡 毅

《令和 7 年 10 月 29 日 決裁》

(財政課 財政担当)

令和8年度当初予算編成方針について

I はじめに

我が国の経済は、緩やかな回復基調が期待されるものの、依然として続く物価高騰や深刻化する人手不足、さらには金融政策の正常化に伴う金利上昇リスクなど、先行きは不透明な状況にある。

国においては、「こども未来戦略」の本格的な実施や、GX（グリーントランسفォーメーション）、DX（デジタルトランسفォーメーション）の推進、能登半島地震の教訓を踏まえた防災・減災、国土強靭化のさらなる強化などが重要な政策課題として掲げられている。

一方、みやき町においては、社会保障関連経費の増大や少子高齢化の進行、また公共施設の老朽化対策や頻発・激甚化する自然災害への備えなど、本町を取り巻く環境が絶えず変化する中、限られた行政資源の中で複雑化・多様化する行政ニーズに柔軟に対応していく必要がある。

しかしながら、町の財政は、歳出が歳入を大幅に上回る状況にあり、基金を取り崩して歳出予算を補う状況が毎年続いている。令和6年度一般会計決算では20億849万8千円、令和7年度一般会計肉付け後予算では26億3,782万2千円を繰り入れている。また、経常収支比率も令和6年度が98.5%となっており、令和5年度の100.6%に引き続き高い水準となっている。ふるさと寄附金の一般財源化も検討されている中、ふるさと寄附金基金の令和6年度末残高は57億2,806万5千円となっているが、令和7年9月30日から2年間の指定団体からの除外により、今後は基金残高の減少が見込まれる。

一般会計で実施しているふるさと寄附金充当事業の財源として、令和7年度一般会計予算で16億3,137万7千円を繰り入れている。また、決算でも、令和6年度で12億1,623万1千円、令和5年度で11億1,923万9千円を充当している。令和6年度の年度末残高は57億2,806万5千円、今年度は指定取り消し期間前のふるさと寄附金額が約24億円で、9月末時点での年度末残高は約54億円を見込んでいるところである。来年度のふるさと寄附金の歳入額は24億円から0円になり、令和9年度途中に制度に復帰出来たとしても、これまでの寄付額は見込まれないこと

を強く認識しておくべきであり、ふるさと寄附金事業だけでなく、第二次みやき町行政改革大綱に基づく事務事業の改善を強く進めていく。

令和8年度は、本町の最上位計画である「第三次みやき町総合計画」の計画期間において、基本構想では5年目、実行計画では中期の2年目にあたり、計画に掲げる将来像の実現に向けた取り組みを加速させる重要な年度である。

厳しい財政状況下ではあるが、現状維持に甘んじることなく、将来世代への責任を果たすため、「未来への投資」と「持続可能な行財政運営の確立」を両立させる予算編成が不可欠である。職員一人ひとりがコスト意識と改革意識を高く持ち、前例にとらわれない大胆な発想で、限られた財源を最大限に活用する「賢い支出（ワイス・スペンディング）」を徹底するよう強く期待する。

以上のことと踏まえ、令和8年度当初予算編成にあたっては、限られた財源の効果的・効率的な活用を図り、みやき町の発展に必要不可欠な取組を推進するとともに、安定的な財政運営に取り組むこととし、次のとおり予算を編成する。

なお、国の地方財政計画における地方財政措置や景気の動向によっては、予算編成方針を見直すことも想定されるので留意すること。

2 予算編成の基本的な考え方

（1）基本的な考え方

ア みやき町の発展に必要不可欠な取組を推進する。

イ 収支改善を図るため、一般行政経費及び投資的経費にシーリングを設定のうえ、将来負担を念頭におき歳入歳出の見直しを徹底する。

① 今後5年間、マイナスシーリングを継続し、「収入の範囲内の予算編成」に取り組む。

② 普通交付税の交付団体であるため、「普通交付税の基準財政需要額に基づいた予算編成」に取り組む。

（2）歳入確保及び歳出抑制の徹底

ア 国、県及び民間補助の最大限の活用、企業誘致、未利用財産の有効活用、特別会計及び基金の活用、使用料手数料の見直し、未収金対策等を推進する。

イ 企業版ふるさと納税のルールを遵守し、積極的に取り組む。

ウ 経営資源の重点的・効果的な活用

① 既存事業を「なぜ、なんのために」を改めて検証し、ゼロベースで見直した上で、みやき町の発展に必要不可欠な取組への重点化を図る。それ以外の事業については、事業の縮小、廃止・休止、先送り等を含めて必要性や緊急性を精査する。

② 事業の成果、費用対効果について徹底して精査する。

- ・社会経済情勢の変化により存続意義が薄れているもの又は事業効果が上がっていないものは、廃止又は休止する。
- ・事業目的を達しているもの又は一定の事業効果が出ているものは、廃止若しくは休止又は規模を縮小する。

③ 新規事業の導入や既存事業の拡充等は、真に必要なものに限ることとし、期限を明確化するとともに、原則としてビルド・アンド・スクラップによる既存事業の見直し・廃止、各部局・課内等における事務事業の見直しなどにより捻出された財源を確保した上で要求するものとする。また、特定財源を確保し、後年度における財政負担等を踏まえた費用対効果を十分検証する。

従って、原則、単純な新規事業及び上積み分は認められないこと（維持補修経費についても同様）。

④ 他市町に比べ相対的に水準が高い事業は、積極的に見直しを行う。

⑤ 住民サービスの向上及び職員の負担軽減を図るため、デジタル技術や民間委託等の活用を積極的に検討する。

3 予算要求基準

次の経費ごとの要求基準を厳守し、要求すること。また、要求にあたっては事業の必要性、効果等を客観的に説明できる他市町との比較データ等の資料を作成すること。

なお、近年の物価高騰の影響等の鑑み、適切な価格転嫁が進むよう、最低賃金額

の改定、労務費、原材料費及びエネルギーコスト等の最新の実勢価格を踏まえた上で、適切な価格での積算による予算要求を行うこと。

【歳入】

（1）地方税、交付金及び譲与税等

地方財政計画に基づくとともに、特殊事情分を考慮すること。

（2）国庫支出金・県支出金等

経常収支比率の改善につながることからアンテナを高く張って情報を収集し民間資金も含めて最大限の活用を図ること。

新規及び既存事業にかかわらず、将来的な補助金等の削減による一般財源負担の増など後年度負担を踏まえた検証を行うこと。補助金等の打ち切りや補助率の変更等があった場合には、原則として事業の打ち切りや縮小を行うこと。

また、令和6年10月に創設された「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」は、ソフト事業、拠点整備（ハード）事業、インフラ事業の組み合わせによる申請が可能な自由度の高いものである。既存単独事業や新規事業の実施にあたっては、交付金を最大限活用できるよう単独の課等による検討だけではなく、課間・部局間の活用に当たっての協議を進め、予算要求を行うこと。

（3）町債

地方債制度に沿って適切に見積もること。また充当率や措置率が高い有利な起債を活用すること。なお、原則として、発行額の上限は、令和8年度の元金償還額を超えない額とする。

（4）使用料及び手数料

使用料は特定施設の利用行為の応益性に着目して徴するものであり、手数料は特定の行政サービスに対する実費弁償的なものとして徴するものであることを踏まえ、受益者負担の適正化を推進する観点から、

ア 当該収入をもって執行する行政経費と収入の間に著しく均衡を失しているもの

イ 近年の原油価格・物価高騰等の経済情勢に相応しないもの

ウ 類似のケースとの均衡が保たれていないもの

等は積極的に改定を行うこと。また、使用料及び手数料を課すべきにもかかわらず、徴収していない事務については、他市町の状況を踏まえ、積極的に検討すること。

(5) 分担金及び負担金

関係法令等に基づき適正に見積もるとともに、事業目的、効果等に応じた受益者の負担の適正化を図ること。

(6) 財産収入

未利用財産については、災害時における有効活用も踏まえつつ、将来的な利活用の方向性を見定めた上で、原則、売却あるいは有償貸付を行うこと。

(7) 繰入金

基金繰入に依存するのではなく、「収入の範囲内で予算を組む」ことを原則とともに、基金残高の減少を抑制し、長期的に財源として有効活用するため、「財政調整基金」及び「ふるさと寄附金基金繰入金」の上限額を設定し、毎年、段階的に縮減する。なお、ふるさと寄附金基金特別会計における利活用事業は、一般会計で予算要求すること。

ア 令和8年度上限額

①財政調整基金繰入金

(令和7年度当初予算時	3億円	
(令和7年度6月補正後	3億8,922万3千円)	※骨格予算時
	4億8,916万4千円)	※肉付け予算後

②教育施設整備基金繰入金

0千円

※学校施設更新計画策定まで基金繰入を凍結

(令和7年度当初予算時	0千円)	※骨格予算時
(令和7年度6月補正後	0千円)	※肉付け予算後

③ふるさと寄附金基金特別会計繰入金 11億円

※一般会計充当事業への繰入分

(令和7年度当初予算時	10億9,497万円)	※骨格予算時
(令和7年度6月補正後	15億9,750万1千円)	※肉付け予算後

(8) 新たな歳入確保に向けた取組み

企業版ふるさと納税制度を活用した地方創生に資する事業に積極的に取り組

むこと。

町の様々な広報媒体を活用した広告収入の確保や、公の施設のネーミングライツ売却などに積極的に取り組むこと。

共用の必要がなくなった物品や、修理、加工、保管等に多額の経費を必要とするため売却するほうが有利な物品は、単に廃棄処分を行う前に売却の検討を行うこと。

上記以外にも、新たな歳入確保策について、これまで以上に主体的かつ積極的に取り組むこと。

(9) 収入未済額の整理促進

収入未済額については、住民負担の公平性の確保及び収入増を図る観点から、実効性・効率性のある整理対策を講じ、収入の確保を図ること。

【歳出】

(1) ふるさと寄附金充当経費

要求にあたっては、事業評価調書を予算査定の参考資料として作成すること（別途依頼予定。）。

(2) 義務的経費

ア 人件費

現員数及び退職見込み数を基に所要見込額で要求すること。

業務量の増大等に対しては、原則として増員を前提とせず、通常業務の縮小・休廃を図るとともに、弾力的活用により対処すること。なお、特殊要因により令和8年度のみ増員が必要な場合は、総務課に事前協議し、具体的理由や業務見直しの状況、配置の具体的効果等を明らかにすること。

会計年度任用職員の配置要求については、業務の見直し等による配置の再検討を行うとともに、従来から配置している職についても、必要日数、時間数を再検討し、任用の必要性等を十分精査のうえ要求すること。配置要求は、報償費（謝金）、役務費や委託料による対応も含めて適正かつ効率的な執行体制を検討し、会計年度任用職員を配置しなければならない具体的理由や業務見直しの状況、配置の具体的効果等を明らかにすること。

イ 扶助費 社会保障関係経費

国・県の制度改正の動向を的確に把握し、他市町の状況及び町の事情を十分に考慮した上で、決算や支出状況も勘案しながら、所要見込額を積算すること。

ウ 公債費

元利償還金を的確に把握し、所要見込額で要求すること。

(3) 一般行政経費（義務的経費及び投資的経費以外の経費）

一般財源ベースで令和7年度肉付け予算後額の93%以内の額まで要求できるものとする。継続的に実施している事業に係る経費についても、積算に係る必要数量を再点検し要求すること。担当内で要求率をクリアできない場合は課内で、課内でクリアできない場合は部局内でクリアできないか検討すること。ただし、施設の運営経費や民間団体への委託費・補助金等の算定にあたっては、町民・事業者の活動に支障を及ぼすことがないよう十分配慮する。

また、行政財産と普通財産は、法令に従い適切に区別したうえで、必要となる予算要求を行うこと。

なお、小中学校の建替事業に備え、教育施設整備基金に予算の範囲内で適切な額を積立てること。

(4) 投資的経費

事業計画に基づく事業の必要性、緊急性、投資効果を十分に検証の上、コスト縮減を推進しながら、優先順位の厳しい選択を行った上で要求すること。

また、事業検討の段階から維持管理コストの精査を行い、建設費と合わせて必要となる経費の精査を行い、コスト削減に努めること。

ア 補助事業

前述の検証・選択等を行った上で真に必要な事業のみを、原則として事業費ベースで令和7年度肉付け予算後額の範囲内の額まで要求できるものとする。

なお、国や県からの補助金等は適切に見込むこととし、原則として、継足し単独事業は認めない。

イ 単独事業

前述の検証・選択等を行った上で真に必要な事業のみを、原則として、一般財源ベースで令和7年度肉付け予算後額の90%以内の額まで要求できるもの

とする。

（5）災害復旧事業

所要見込額で要求できるものとする。なお、復旧に当たっては、できるだけ国・県の補助事業等を活用すること。

（6）特別会計及び公営企業

法令上特に定めのあるもの及び繰出基準に定めるものを除き、一般会計からの繰出金に依存することなく、運営の合理化、経費の見直し等を行い、収支の均衡に努めること。

4 その他留意事項

（1）令和6年1月に策定された第二次みやき町行政改革大綱を踏まえた予算要求を行うこと。「最小の経費で最大の効果を挙げる」ため、限られた財源の中で、より効果的で効率的な行政運営の実現に向け、すべての施策について見直しを行うこと。

（2）類似団体に比べて経常収支比率に占める人件費の割合が多いことを意識し、業務手順の見直しなど現在の業務をゼロベースで見直し業務の効率化を図り、時間外勤務の縮減に努めるとともに、会計年度任用職員についても、各部局の業務改善を行った上で業務量に見合った適正配置や職制となるよう職員数の適正化に努めること。

（3）物価高騰等、不可抗力的事由による経費の上昇についても、人件費と同じく業務の効率化に加え、光熱水費の節減等、各部局においてできる限り対策を講じること。

（4）予算要求にあたっては、部局内で事業の必要性、公共性の観点で施策の優先順位について検討した上で予算要求を行うこと。事業実施で得られる成果の検証においては、有効性、必要性、効率性、経済性について各種統計などの客観的データを活用した分析（E B P M）を行い、効果的・効率的な支出を徹底し、費用対効果について数値を用いて見える化に努めること。

- (5) ふるさと寄附金を充当している事業について、制度の永続性や収入の安定性などから、経常的経費への寄附金充当額を段階的に削減し、将来的には臨時の経費にのみ充当することを目指す。今後必要となる当該経常的経費の財源は、第二次みやき町行政改革大綱に基づく事務事業の改善により生みだすなど、他の財源を検討していくこと。
- (6) 年度途中における補正は、原則、当初予算編成時において明らかでなかった制度改正、災害等に限り認める。